

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

MAY 2022
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年5月の会社法、証券法、情報技術法に関する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

1. 会社法 (Company laws)

1.1 Amendment to the Companies (Share Capital and Debentures) Rules, 2014 and the Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014

1.2 Circulars issued by the Ministry of Corporate Affairs (**MCA**) on relaxations in relation to holding of Extraordinary General Meetings (**EGMs**) and Annual General Meetings (**AGMs**) through video conferencing or other audio-visual means.

2. 証券法 (Securities laws)

2.1 Circular issued by Securities Exchange Board of India ("**SEBI**") on relaxation from compliance with provisions of the SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements) Regulations, 2015 (**LODR Regulations**).

3. 情報技術法 (Information technology laws)

3.1 FAQs issued by the Indian Computer Emergency Response Team (**CERT-In**) on its directions dated 28 April 2022 relating to information security practices.

1. 会社法 (COMPANIES LAW)

2022年5月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1 Amendment to the Companies (Share Capital and Debentures) Rules, 2014 and the Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014

1.1.1. MCA は、2022年5月04日及び2022年5月05日付の通知により、それぞれ2014年会社（株式資本及び債券）規則（株式資本及び債券規則）及び2014年会社（目論見書及び証券割当）規則（目論見書及び証券割当規則）を改正しました。

1.1.2. 今回の改正は、インド企業の日和見的な買収・乗っ取りを抑制するため、インドと陸上国境を接する国からの外国投資にインド政府の事前承認を義務付けた、2022年4月17日に産業・国内貿易促進省が発表したプレスノート3に基づいて行われたものです。

1.1.3. 目論見書及び証券割当規則の改正により、規則14(1)の第4但書が追加され、インドと陸上国境を接する国で設立された法人又はその国民に対し、当該法人又はその国民が2019年外国為替管理（非債務商品）規則（**NDI 規則**）に基づいて政府の承認を得て私募オファー兼申込書にその承認を添付しない限り、いかなる証券のオファー又は募集も行ってはならないと規定されます。

1.1.4. また、株式資本債券規則の改正により、証券譲渡書、すなわちフォーム SH-4 の書式が改訂され、株式の譲渡時、NDI 規則による政府承認が必要なくなること、および、譲渡前に政府の承認を得る必要がある場合にはその承認を得てフォームに同封した旨の譲受人の宣言書が含まれるようになりました。

1.1.5. Please click [here](#) and [here](#) to read the notifications.

1.2 Circulars issued by the MCA on relaxations in relation to holding of EGMs and AGMs through video conferencing or other audio-visual means

1.2.1 COVID-19 の大流行によりステークホルダーが直面したいくつかの表明と困難に基づき、MCA は、2020 年 4 月 8 日付の通達により、企業がビデオ会議またはその他の視聴覚手段を通じて臨時株主総会(EGM)を実施することを許可しました。その後、MCA は 2020 年 5 月 5 日付の通達にて、ビデオ会議やその他のオーディオビジュアル手段による定時株主総会(AGM)の実施についても許可しました。

1.2.2 ビデオ会議やその他のオーディオビジュアル手段を通じて EGM や AGM を実施するための上記の緩和措置は、2021 年 12 月 8 日および 12 月 14 日付の通達を通じて、2022 年 6 月 30 日まで延長されました。

1.2.3 MCA は、2022 年 5 月 5 日付の通達により、ビデオ会議その他のオーディオビジュアル手段による株主総会の実施を認める期限を 2022 年 12 月 31 日までさらに延長しました。また、MCA は、2022 年に年次総会が予定されている会社が、2022 年 12 月 31 日までにビデオ会議またはその他の視聴覚手段を通じて年次総会を実施することを認めることについても決定しました。

1.2.4 なお、今回の緩和措置は、総会開催のタイムラインの延長と解釈してはならず、会社は引き続き 2013 年会社法の適用規定に従って総会を開催する必要があることには留意する必要があります。

1.2.5 Please click [here](#) and [here](#) to read the circulars.

2 証券法 (SECURITIES LAW)

2022 年 5 月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1 Circular issued by SEBI on relaxation from compliance with provisions of the LODR Regulations

2.1.1 2022 年 5 月 13 日、SEBI は、LODR 規制の規定への準拠について一定の緩和を行う旨の通達を出しました。主な緩和措置の内容は、以下のとおりです。

(a) LODR 規則第 36 条(1)(b)に基づき、2022 年 12 月 31 日まで、電子メールアドレスを登録していない株主に対して年次報告書のハードコピーを送付することを求める上場企業の遵

守要件を緩和しました。ただし、これらの上場会社は、株主から要請があった場合には、年次報告書のハードコピーを送付することが要求されます。また、公告にて公表される年次総会通知には、株主が年次報告書にアクセスできるよう、年次報告書へのリンクを含める必要があります。

- (b) 電子的方法によってのみ総会を開催する場合、2022年12月31日までは、総会通知とともに株主への委任状送付の要件も免除されます。

2.1.2 Please click [here](#) to read the circular.

3 情報技術法 (INFORMATION TECHNOLOGY LAW)

2022年5月の情報技術法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1 FAQs issued by CERT-In on its directions dated 28 April 2022 relating to information security practices

3.1.1 2022年4月、2000年情報技術法（IT法）の下任命を受けた国家機関であるCERT-Inは、安全で信頼できるインターネットのための情報セキュリティの実践、手順、予防、対応、サイバーインシデントの報告に関する指針（**Directions**）を発表していました。Please click [here](#) to read our earlier coverage of this update (*please see paragraph 5.1 appearing at page no. 5*).

3.1.2 2022年5月18日、CERT-Inは、当該Directionsへのより良い準拠を可能とするため、FAQを発表しました。ただし、当該FAQは拘束力のある法的規制として扱われるものではなく、政府機関に寄せられた一般的な問合せに対応するために公表されたものである点には留意が必要です。FAQに記載されている主な内容は、以下のとおりです。

- (a) 「法人」という用語は、IT法第42A条上の意味を持つものとし、会社、事務所、個人事業主、その他商業活動または専門活動に従事する個人の団体を含むものとします。
- (b) Directionsは、個人には適用されません。
- (c) IT法の規制を受ける仲介業者は、Directions、2013年情報技術（インドコンピュータ緊急対応チームおよび機能・職務の遂行方法）規則、および2021年情報技術（仲介者ガイドラインおよびデジタルメディア倫理コード）規則の遵守が求められます。
- (d) 当該Directionsは、インドには存在しないもののインドのユーザーを対象とする事業者にも適用され、そのような事業者は、CERT-Inとの連携のため、インドに連絡窓口を設置することが求められます。

- (e) 6 時間以内のサイバーセキュリティインシデントの報告に関して、事業者は 6 時間以内に可能な範囲で情報を提供し、その後、合理的な期間内に追加の情報を CERT-In に報告することができます。また、複数の事業者がサイバーセキュリティインシデントの影響を受けるとした場合、サイバーセキュリティインシデントに気づいた事業者は、CERT-In への報告義務を負います。当該報告義務は、契約上、譲渡・補償・免除されることはできません。
- (f) 規制対象事業者が保持すべきログに関する情報提供については、インド政府の次官以上の役職者のみが要請可能です。また、サイバーセキュリティインシデントの報告に関する法的要件は、事業者が負う契約上の守秘義務に優先されます。
- (g) 企業の従業員に安全なアクセスを提供するために使用されている仮想プライベートネットワークは、CERT-In に登録する必要はなく、一般のインターネットユーザーにプロキシサービスを提供する事業者のみが登録要件に準拠する必要があります。
- (h) インド国内における IT システムのログ保持の要件に関して、企業が CERT-In の要請を受けた場合、合理的な時間内にログを提出できる限りにおいて、当該ログをインド国外で保管してもよいとされています。

3.1.3 Please click [here](#) to read the CERT-In FAQs. Additionally, please click [here](#) to read our views on the FAQs released by CERT-In.

Authors: Souvik Ganguly, Akhil Ramesh, Yogesh Chhajjer, Aman Bagaria and Tanuj Modi

Our co-ordinates:

Mumbai
506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in